

村井総合法務事務所 所長

# 村井 憲朗

MURAI Noriaki

「相続」が「争族」や「喪属」にならな  
ないための手続き(その2)

## 実際の相続手続きについて

親族が亡くなった場合には、まずその亡くなった本人(以下、被相続人といいます)名義の預金通帳が凍結されますので、相続手続きとしては、何よりも最初に金融機関に相談に行かれるのではないのでしょうか。金融機関としては、相続人の中で誰が被相続人のどの通帳を引き継ぐ、どれだけの金銭を受け取るかなど話が確定しないことには、預金通帳の凍結解除には応じてはくれません。金融機関により必要とされる書類があまりにも違いすぎますので、初めて

の方ですと手続きに戸惑い、果てには怒りを覚えてしまうこともあるとは思いますが。金融機関とのやりとりや調整に時間をとられたくない方は、専門家に依頼して手続きを任せる方法もあります。

これに対し、相続した不動産をすぐに売却して現金に換えなければならぬといったような緊急な事情がない限りは、後回しになりがちなのが不動産です。

不動産は、管轄法務局にて相続により被相続人から相続人に所有権の移転登記をすることが原則ですが、登記を行わなくとも、被相続人を納税義務者とした固定資産税の納付書が送られてくること、

実印と印鑑証明書を頂いたり、それができない場合には、所有権の時効取得のために裁判手続きを行うなど、費用も手間も莫大なものとなりますし、それゆえに、結果として売ることができないということも少なくありません。

是非、不動産の登記手続きは名義人である被相続人の相続人が鼠算式に増えて取り返しがつかなくなる前に早急な手続きをして下さい。

こういった、登記手続きを怠ると、不動産登記手続きに限らず、実は商業法人登記でも大変な事態を招きかねません。

特に特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社においては会社役員任期がありません。これら会社自体が建設業や運送業などの官公署の許認可を要する事業を営む場合においては、役員変更毎や許認可更新毎に役員変更手続きを行った登記簿謄本を添付しているのではありませんといえるのですが、官公署の許認可が絡まないこれらの会社においては、登記手続きは疎かになりがちです。

会社の清算手続きや、祖父の代に設立してその後休眠していた会社を孫がその会社を生かそうとし

て、新たな手続きをしようとしても、役員が何十年も前に死亡したあと、死亡による退任登記や新役員の就任登記がなされておらず、当時会社にいた関係者もどこに行ったかわからないなどといった場合には、関係者を探し出すことから始める必要があります。それでも運良く見つければまだ、膨大な手数料と何十年分かの登記懈怠による過料を支払って手続きを行うことができるかもしれませんが、

相続のポイント

任意後見契約	財産管理	身上監護	公正証書
成年後見制度	財産管理	身上監護	家庭裁判所
遺言書	自筆証書遺言	公正証書遺言	遺留分
現金預金相続手続	金融機関	必要書類が多種多様	専門家の代行が可能
不動産相続手続	遺産分割協議	早急な登記手続	迅速な処分が可能
商業法人登記手続	迅速な役員登記	過料防止	手数料削減

それについてそのまま支払いをしてしまえば特に何か言われることもなく済んでしまうということも、登記手続きが後回しにされる原因のひとつだとは思われます。

しかし、いざその不動産を何らかの理由で売却など処分しなければならぬといったような事態が生じたときに、例えば、曾祖父の時代から登記名義人が放置されているような不動産は、現在の所有者に相続による所有権移転登記をなしてからでないと、売却ができません。この場合には、曾祖父母から現在の所有者までの相続関係を洗い出して何代もの遺産分割協議書を作成し、関係相続人から

関係者を探し出すこともできず事実上どうにもならないということも起こりえます。役員変更登記を懈怠することにより、どこにも属することができない「喪属」とはならないよう、会社役員の方が死亡したような場合には、過料防止や手数料削減の面からも早急な登記手続きを心掛けて頂ければと思います。

## 最後に

上記のポイントに挙げたキーワードに疑問・不安を感じる方、興味がある方は是非、お近くの専門家に相談してみてください。

村井総合法務事務所 所長

村井憲朗氏

●プロフィール(ムライ ノリアキ)  
村井総合法務事務所 所長  
司法書士(簡裁訴訟代理認定) 行政書士  
海事代理士  
相続・遺言・成年後見制度などの高齢化社会への対応業務を中心に不動産・商業法人などの登記業務、訴額140万円以下の民事裁判業務、農地転用・建設業・運送業・船舶免許更新業務をはじめとした官公署許認可届出申請業務などの幅広い業務を行う。

